

入札参加資格審査申請 留意事項

1. 次の各号に該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し、法律上、登録又は許認可の必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (4) 建設業法第27条の2第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- (5) 国税（法人税又は所得税・消費税及び地方消費税）、町税を滞納している者
※納税の猶予許可通知書又は徴収猶予許可通知書が発行されている場合を除く
- (6) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (7) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 建設工事において、同一申請者が、重複申請する場合（1申請者につき、1回の申請とします。）
- (9) 社会保険等に未加入である者（ただし、法令の規定により適用を除外されている者は除く）

2. 申請において虚偽の申請を行った者は、入札参加資格を認めません。また、入札参加資格者名簿に登録後に虚偽の申請が判明した場合は、資格を抹消します。

3. 社会保険等未加入対策について

播磨町では、技能労働者等の就労環境改善を図るため、社会保険等（「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」）に加入（ただし、法令の規定により適用を除外されている者は除く。）していることを、建設工事の入札に参加する要件としています。したがって、**社会保険等の未加入業者は入札参加資格登録を認めませんのでご了承ください。**なお、社会保険等の加入状況については、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認します。

4. 技術者名簿について

技術職員の名簿について、**町外業者**として申請される事業者は建設業法第27条の23第1項に基づく**経営事項審査の際に提出された技術職員名簿**をご提出ください。配置予定技術者を建設業法第7条第2号に該当する者（実務経験による者）とされる場合、こちらの書類において、その入札参加要件に合致する建設業の種類に技術職員区分「その他」で登録されているかを判断根拠とさせていただきます。また、**町内業者**として申請される方は、**これに加えて播磨町指定様式の技術職員名簿**をご提出ください。

また、配置予定技術者とすることが出来る者は、入札時において貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者である必要があります。この為、技術者名簿に登録があっても配置予定技術者となれない場合がありますので、ご注意ください。

5. 国税の納税の猶予許可・町税の徴収猶予許可を受けている方について

(1) 国税（法人税・所得税・消費税及び地方消費税）について、国税通則法第46条の規定により、納税の猶予許可を受けている方は、納税証明書（法人についてはその3の3、個人についてはその3の2）が発行されない場合があります。その際は、**納税の猶予許可通知書及び法人の場合は、法人税・消費税及び地方消費税について、個人の場合は所得税・消費税及び地方消費税について、直近3年分の納税証明書（その1）**を提出してください。

(2) 町内に本店がある者及び町内の支店・営業所等に契約締結権限を委任する者が、地方税法附則第59条第1項の規定により町税の徴収猶予の許可を受けている場合については、播磨町税務課にて、**播磨町町税完納等証明書**を提出してください。